

たつの市公告第19号

たつの市内小中学校等外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和8年1月27日

たつの市長 山 本



記

1 事業の概要

(1) 事業名称

たつの市内小中学校等外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容の概要

たつの市内小中学校及びたつの市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する場所に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣する。

(3) 業務内容の詳細

派遣元は、教育委員会、学校長、教頭及び教員の指示に基づき、次の各号に掲げるすべての業務が履行できるALTを派遣する。

ア 学習指導要領に基づく外国語活動・外国語教育のねらいと指導カリキュラムの理解及び児童生徒の発達段階に応じた指導及び教材・資料の作成

イ 外国語の指導内容や方法に関し、教職員とのティームティーチングの方法、日本語でのコミュニケーションや打合せの実施

ウ 外国語の指導方法等に関する研修会への参加

エ 学年の系統性を意識した外国語の指導

オ 教科外（給食等）における児童生徒との交流活動

カ 外国語の試験の実施における補助

キ 学校内外における国際理解教育に関する行事運営の支援及び参加

ク 外国語に関する翻訳・通訳の支援

ケ 上記に掲げるもののほか、教育委員会と派遣元が合意した業務

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく

長期継続契約を前提としているため、令和9年度以降において当該契約に係る本市の歳出予算において減額又は否決があった場合、本市はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、事業者は、解除により生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(5) 派遣ALTの人数

6名

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 登録要件

たつの市入札参加資格登録者名簿（物品・役務）に令和7年12月末時点で登録があること。

(2) 実績要件

令和2年4月以降に官公庁（国、地方公共団体）において、同一契約で単年度当たり6人以上のALTを1年以上派遣した実績があること。

(3) その他

ア 公示日から契約締結日までに、本市又は兵庫県から指名停止を受けていない者

イ 参加表明書において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者

ウ たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、参加申込の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。

オ たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者

カ 労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者

3 スケジュール

実施内容	実施期間
質問書受付期間	令和8年1月27日（火）～2月 2日（月）
質問書回答	令和8年2月 4日（水）

参加表明書の提出期間	令和8年2月 5日（木）～2月12日（木）
1次審査の結果通知	令和8年2月16日（月）
企画提案書等の提出期間	令和8年2月17日（火）～2月27日（金）
2次審査	令和8年3月 4日（水）（予定）
2次審査の結果通知	令和8年3月上旬
受託候補者との契約交渉	令和8年3月中旬
契約の締結	令和8年4月 1日（水）

4 本プロポーザルに係る関係書類の公表

(1) 公表書類

ア 公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

イ 公募型プロポーザル実施要領

ウ 様式

エ 仕様書

(2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.city.tatsuno.lg.jp/>

※ホーム → 仕事・産業

→ 入札・募集

→ プロポーザル

→ たつの市内小中学校等外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザルの実施について

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和8年2月12日（木）

(2) 提出先 10に掲げる担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 企画提案書（様式第8号） 1部

企画提案（様式第9号） 12部

見積書（様式第10号） 1部

(2) 提出期限 令和8年2月27日（金）

(3) 提出先 10に掲げる担当課

(4) 提出方法 持参とする。

7 審査の方法

(1) 審査委員会

たつの市内小中学校等外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書等の審査及び評価を行い、契約候補者を選定する。

(2) 提案審査

企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、評価基準に沿って審査を行う。持ち時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分程度とする。日程等詳細については、別途通知するものとする。

8 受託候補者の選定等

(1) 結果の通知

審査委員会の選定結果を基に受託候補者を選定する。

受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対し、結果通知書（様式第11号）により通知するものとする。なお、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申し立て、審査等に対しての異議の申し立てを行うことはできない。また、選定方法及び選定内容についての問合せにも応じないこととする。

(2) 契約の手続き

第1受託候補者と企画提案の内容について協議を行った上で、見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。なお、契約締結交渉が不調の場合は、第2受託候補者と契約締結交渉を行う。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後に公表するものとする。

9 その他

(1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、事業者の負担とする。

(2) 詳細は、別紙「たつの市内小中学校等外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領」による。

10 担当課

たつの市教育委員会事務局教育部学校教育課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

電話：0791-64-3179 FAX：0791-63-3883

メールアドレス：gakkokyoiku@city.tatsuno.lg.jp